軽二輪第四号様式（第六十三条の十関係）



軽二輪第五号様式（第六十三条の十関係）



軽二輪第四号様式（第六十三条の十関係）



軽二輪第五号様式（第六十三条の十関係）



**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、令和八年十月十九日から施行する。

（経過措置）

**第二条**　この省令の施行前に道路運送車両法の規定により指定を受けた車両番号であって、この省令の施行により新たに道路運送車両法施行規則第三十六条の十八第一項及び第四十五条第一項の表第三号に規定する基準に適合しなくなったものについては、これらの規定に規定する基準に適合するものとみなすことができる。

２　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の道路運送車両法施行規則軽二輪第一号様式、軽二輪第二号様式、軽二輪第四号様式及び軽二輪第五号様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。